

相談



内 容	日 時	場 所	申込・問い合わせ先
弁護士相談【要予約】 (法律相談全般) ※受付は8月17日(月)から。※相談時間は15分。	9月2日(水)13:00~16:00	向島支所	秘書広報課 ☎0848-38-9395
	9月4日(金)13:00~16:00	御調支所	
	① 9月7日(月)13:00~15:00	尾道市役所	
	② 9月18日(金)13:00~15:00		
司法書士相談【要予約】 (土地・建物の登記ほか) ※相談時間は30分。	9月8日(火)13:00~16:00	向島支所	
	9月15日(火)13:00~16:00	尾道市役所	
	9月16日(水)13:00~16:00	因島総合支所	
	9月17日(木)13:00~16:00	御調支所	
行政相談 (国等に対する意見ほか。行政相談委員が対応)	9月3日(木)13:00~16:00	因島総合支所	
	9月11日(金)13:00~16:00	瀬戸田支所	
	9月14日(月)13:00~16:00	尾道市役所/向島支所	
弁護士法律相談【要予約】 ※利用には収入などの条件あり。※相談日の一週間前の10:00から予約受付。	9月9日(水)10:00~16:00	広島地方裁判所尾道支部内(新浜一丁目)	広島弁護士会尾道地区会 ☎0848-22-4237
	9月30日(水)10:00~16:00		
東部地域県民相談室 (離婚・相続・借金・近隣トラブルほか)	月曜 9:15~12:00 13:00~16:00(祝日を除く)	広島県尾道庁舎1階(古浜町)	東部地域県民相談室尾道支所 ☎0848-25-2011(※1)
行政書士無料相談会 (相続・遺言・農地法その他許認可手続きほか)※相談時間は30分。	9月26日(土)10:00~16:00	総合福祉センター	広島県行政書士会尾道支部 ☎0848-29-6514
人権相談 (差別や近隣とのめんどなどの人権問題ほか。人権擁護委員が対応)	9月9日(水)13:00~16:00	因島総合支所	広島法務局尾道支局 ☎0848-23-2883
	9月15日(火)13:00~16:00	瀬戸田支所	
	9月28日(月)13:00~16:00	尾道市役所	
青少年相談室 ※来所・訪問相談可。 (子どもの非行・学業・感情・家庭・いじめ)	月~金曜(祝日を除く) 9:00~15:30	青少年センター(旧筒湯小学校内)	青少年センター ☎0848-37-9459
年金相談(公的年金制度全般)【要予約】 ※予約締切時間は、希望日の2日前(土・日・祝日を除く)の12:00まで。	火~木曜 10:00~15:30	公会堂別館	三原年金事務所 ☎0848-63-4111
	月曜 10:00~15:30	因島総合支所	
	金曜 10:00~15:30	向島支所	
消費税率引上げに伴う税務相談室【要予約】 (消費税の転嫁について。中国税理士会尾道支部所属税理士が対応)	9月11日(金)・18日(金) 10:00~16:00	尾道商工会議所	尾道商工会議所 ☎0848-22-2165
創業・経営革新についての相談	月~金曜(祝日を除く) 8:30~17:00	尾道地域中小企業支援センター(尾道商工会議所内)	尾道地域中小企業支援センター ☎0848-22-2165
消費生活相談(電話相談可)	9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝日を除く)	市役所分庁舎	尾道市消費生活センター ☎0848-37-4848
一日若者しごと館【要予約】 (就職等に悩みを持つ若者向け相談。職業適性診断など)	8月20日(水)、9月3日(木)・17日(木) 12:30~16:30		商工課 ☎0848-38-9183
尾道しごと館(夜間相談)【要予約】 (就職・転職等に悩みを持つ人の相談。職業適性診断など)	8月20日(水)、9月3日(木)・17日(木)18:00~19:50 8月18日(火)、9月15日(火)16:30~19:20		
因島一日職業相談会	8月19日(水)、9月16日(水)10:00~15:00		因島しまおこし課☎0845-26-6212
就職支援セミナー (応募書類作成・面接対策・実践コースなど)	月3回(お問い合わせください。)	ハローワーク尾道	ハローワーク尾道 ☎0848-23-8609
	月1回(お問い合わせください。)	因島市民会館	

※1 東部地域県民相談室については、月曜以外の平日は広島県生活センター(☎082-223-8811)でも相談できます。
◆総合福祉センターにおいても、各種相談を行っています。☎社会福祉協議会(☎0848-22-8385)

生活困窮者自立支援制度の出張相談を7月から因島総合支所でも行っています

- 総合福祉センター
日時 月~金曜 9:00~12:00、13:00~16:00
※土・日・祝日、12月29日~1月3日は除きます。
※相談を希望する人は、事前に電話連絡をお願いします。
- 因島総合支所(事前予約制)
日時 第1・3水曜10:00~11:30、13:00~16:00
☎問くらしサポートセンター尾道(☎0848-21-0322)

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
☎電話
FAXファクス
✉電子メール
HPホームページ
☑申込先
問問い合わせ先

消費生活 相談 ファイル

～プリペイドカード・電子マネーの購入を指示する業者に注意！～

《相談内容》 スマホを操作しているとき、間違っ
てアダルトサイトに登録してしまった。サイトのサポート
ダイヤルに電話したら、契約が成立していると言われ
た。登録料金の支払い手段として、大手通販サイトの電
子ギフト券を12万円分購入するよう言われたので、コン
ビニで買い、カードに記載された番号を業者に伝えた。
今になって考えると、支払う必要はなかったのではない
かと思うが、どうしたらよいか。(40歳代、男性)

《アドバイス》 電子ギフト券が既に使用されてい
るのであれば、被害を回復することは困難であり、すぐ
に電子ギフト券に記載されている問い合わせ先に電話して状
況を伝え、対応方法の助言を受けるよう話しました。プリ
ペイドカードや電子マネーには大きく分けて2種類あり、
券面やカード本体に価値を記録するものと、サーバー上
に価値を記録するものがあります。この事例の大手通販

サイトの電子ギフト券は、その価値が発行会社のサーバ
ー上で管理されている後者のタイプで、カードが手元になく
ても、カードに記載されている番号を入力するだけで、ネッ
ト上で商品を購入することができます。したがって、一度そ
の番号を使われると、カードの価値はなくなるので、支払
った代金を取り戻すことは大変困難となります。もし業者に
番号を教えてしまったら、直ちに発行会社に連絡し、その
カードの番号が使われているかどうかを確認しましょう。
こうしたカードは、コンビニなどで簡単に入手でき、使用し
た人の所在地や連絡先を特定しにくいという特徴を持っ
ています。プリペイドカードの購入を指示する業者は、詐欺業
者である可能性が高いと考えられるため、注意しましょう。

■消費生活に関するトラブル等について、気軽にご相談ください

☎尾道市消費生活センター

(市役所分庁舎2階 商工課内 ☎0848-37-4848)

旧軍人・軍属、遺族等援護相談会

日時	場所
9月1日(火)10:00～15:00	公会堂別館(☎0848-38-9123)
9月18日(金)10:00～15:00 ※上記相談時間は12:00～13:00を除く。	福山庁舎 (福山市三吉町1-1-1/☎084-921-1311)

※県庁社会援護課(本館5階)の広島県社会援護恩給グループでは、月～
金曜(12:00～13:00、祝日を除く)に、相談を受け付けています。

☎広島県健康福祉局社会福祉部社会援護課(☎082-513-3036)



今月の納税等

納期限=8/31(月)

市県民税
国民健康保険料
介護保険料
後期高齢者医療保険料

市内の交通事故(7月30日現在)			
平成27年広島県交通安全年間スローガン 思いやり ゆとりは無事故へつづく道			
	件数	死者	負傷者
平成27年	245	6	301
昨年	313	2	381

住民基本台帳人口[7月30日現在]

世帯 64,637世帯

人口 142,723人(男68,416人、女74,307人)

※詳しくは、市ホームページに掲載しています。

尾道市役所	0848-38-9111	浦崎支所	0848-73-2001
因島総合支所	0845-22-1311	消防局	0848-55-0119
御調支所	0848-76-2111	水道局	0848-37-8700
向島支所	0848-44-0110	尾道市立市民病院	0848-47-1155
瀬戸田支所	0845-27-2211	公立みつぎ総合病院	0848-76-1111
百島支所	0848-73-2701		

代表電話

平成27年度尾道市防災訓練 ～全市一斉避難訓練～

○日時 9月6日(日) 8:30～

○場所 指定避難場所か地域で決めた避難場所

※訓練参加については、市内町内会等に参加依頼をしています。
町内会等での参加となります。

メール例文

[訓練]避難勧告

[訓練]こちらは尾道市です。尾道市全域に避難勧告を発令しました。
.....



その際、情報伝達訓練として、9月6日(日)8:30頃

市内の携帯電話・スマートフォンが一斉に鳴る「緊急速報メール(エリアメール)」

を市から配信します。

※訓練参加者以外の人にはご迷惑をおかけしますが、実災害時にも広範囲に避難勧告等を発令する場合には使用しますので、この機会に携帯の設定状況や着信音等をご確認ください。

緊急速報メール(エリアメール)



受信対象 docomo、au、softbankの携帯電話・スマートフォン(対応機種)を持ち、上記の時刻に市内にいる人

注意事項 市内全域への配信となるため、鳴動により不都合がある人は、電源をお切りください。

※緊急速報メールの受信可否や設定変更等は、各携帯電話会社のホームページや販売店でご確認ください。

☎総務課(☎0848-38-9216 ㊟0848-37-2740) ㊟ kikikanri@city.onomichi.hiroshima.jp

お持ちの空家等を適切に管理しましょう



【空家等対策特別措置法 Q&A】

Q 特定空家等って何ですか。

A 特定空家等とは、次のいずれかに該当する建物等です。

- ・倒壊など保安上危険または衛生上有害となるおそれのある状態の建物等
- ・著しく景観を損なっている状態の建物等
- ・周囲の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある状態の建物等

Q 特定空家等の認定は、いつ頃行われますか。

A 市では、今後空家等の実態調査を行い、空家等対策計画を策定し、特定空家等の認定を含む空家等の対策を行っていきます。

Q 特定空家等に認定された場合、どんな措置がとられることになりますか。

- A ①市は、適切に管理するよう建物の所有者等に指導・助言を行います。
②指導・助言を行っても改善されない場合は、勧告、命令といった措置を行います。

Q 特定空家等に認定されると、土地の税金が高くなるんですか。

A 市が所有者等に勧告した場合は、特定空家等に係る敷地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象から外れて高くなります。

☎【空家等の適切な管理について】建築指導課 (☎0848-38-9245)

㊟【敷地内の雑草・樹木の繁茂について】環境政策課 (☎0848-38-9434)

☎【固定資産税等の住宅用地特例について】資産税課 (☎0848-38-9162)

尾道市役所 〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15-1 ☎0848-38-9111(代表) 【市民の意見箱/㊟0848-37-8937】

㊟ http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/

編集・発行:総務部秘書広報課 (☎0848-38-9377 ㊟0848-38-9294)